豊田市まちづくり基本条例資料

豊田市まちづくり基本条例の考え方

平成17年10月

豊田市総合企画部

豊田市まちづくり基本条例の構成

前文 基本理念

第1章 総則 第1条 目的

第2条 定義

第3条 この条例の位置づけ

第2章 まちづくりの基本的な原則

第4条 市政への参画 第5条 共働によるまちづくり 第6条 情報の共有 第7条 説明責任

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

第8条 市民の権利

第9条 市民の責務

第2節 議会

第10条 議会の責務

第11条 議員の責務

第3節 執行機関

第12条 市長等の責務

第13条 職員の責務

第4章 参画と共働

第14条 市民の参画の推進

第15条 住民投票

第16条 共働の推進

第17条 都市内分権の推進

第18条 地域自治区の設置

第5章 市政経営の基本事項

第19条 情報の取扱い

第20条 行政評価

第21条 財政運営

第22条 市民の要望の取扱い

第23条 総合的な市政経営

第24条 執行機関の組織

第25条 行政手続

第26条 条例の制定及び法令の活用

第27条 法令の遵守

第28条 国及び他の地方公共団体

との連携及び協力

豊田市まちづくり基本条例の概要

1 まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例(以下「条例」とします。)は、豊田市の自治の基本や市民参加のあり方についての考えや方向性を明らかにする条例です。

2 条例の目的

自立した地域社会の実現のために、自治の基本事項を定め、市民による自治を確立することを目的としています。

なお、自治の基本的なルールとなる条例ですので、法制度や社会情勢の変化に対応できているかどうか常に見直しに努めます。

3 条例制定の背景

(1)少子高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化など自治体を巡る情勢は大きく変貌しています。いかなる時代にあっても、住民が住み続けられる自主自立のまちが求められています。

(2)地方分権

地方自治体の役割と責任が増大し、地域の特性を生かした自立した自治体経営が求められます。そのような中、市民の自立した活動が活発になっており、市民と行政の共働は欠かせません。

- ・自立した自治体としてまちづくりをすすめるためには、様々な課題に対して、市民と行政がパートナーシップを発揮することが不可欠であり、市民による自治がしっかり根付いていることが大切です。
- ・こうした中、市民のみなさんと共にまちづくりを進めるために、自治の基本事項を、条例でわかりやすく定める必要があります。

(3)合併

豊田市は、平成17年4月1日に、周辺6町村と合併し、面積918.47kmの全国有数の広大な市域の市としてスタートしました。地域の特性を生かしたまちづくりをすすめるため、新たな自治の仕組みである都市内分権の仕組みが求められています。

さらに、合併で新たに加わった町村は、それぞれ自治の実情が異なっており、合併後、一体となって力強く新市をつくりあげていくために、"自治"について共通の認識・ルールに立つ意識合わせをすることは必要であり、意義があることといえます。

|4 条例の特徴

(1)合併にあわせ新市の自治のルールを市民・議会・市長・職員が共有します。 市民の市政への参画、都市内分権、共働の推進、市政経営の基本事項の自治のルールを一覧 にし、市民、議会、職員のみんなで共有します。

(2)行政経営システムの取組を推進します。

豊田市は、自立した自治体としての"行政運営体から行政経営体への変革"を目指して行政経営システムに取り組んできました。

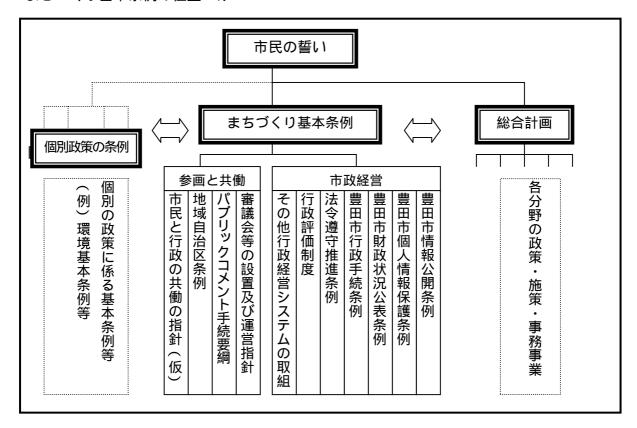
まちづくり基本条例は、これまで行政経営システムで実践してきた様々な行政運営の手続や、市民の参画を拡充する取組を裏づけするものです。特に、合併協議での議論を重ねた中から、住民自治を一層推進することをねらいとした都市内分権は特徴的な規定です。

このような狙いを持ってこの種の条例を検討しているのは、豊田市の特徴的な取組といえます。

まちづくり基本条例の位置づけ

- ・本市には、市民みんなの"みちしるべ"としての『市民の誓い』があり、望ましい市民像を 掲げ誓いながら、よりよいまちづくりを目指してきました。
- ・『まちづくり基本条例』は、「市民の誓い」の市民像や、市民像を踏まえた政策を実現するための仕組みや市政経営の手続を明示するものといえます。
- ・『総合計画』は、市民の誓いの市民像の実現に向けて政策を立案し実施しています。(総合計画の各事業は目標としての市民像を明確にしています。)

まちづくり基本条例の位置づけ



- ・なお、行政経営懇話会答申に際しては「条例とする場合には、市民にわかりやすくかつあた たかみのあるものにするとともに、前文は自治の基本を規定する主旨を踏まえ、市民の立場 にたった宣言内容とすべき。」と付帯意見がなされています。
- ・また、この条例は前述のとおりまちづくりの仕組みや市政経営の手続など、自治の基本を定めるものです。そのため広く市民の理解を得て、今後も様々な実践、学習を通して市民に浸透され、自立した自治の実現に向けた取組を継続させていかなければならないものですので、市民に親しまれやすい「です・ます調」の文体の条例としています。

(行政経営懇話会(以下「懇話会」)答申の付帯意見)

- 1.住民自治の充実強化には市民の自治意識が不可欠であること。
 制度の実効性を高めるため、住民自治の主体である市民が、常に住民自治の基本事項を継続して学習できる方策をとることが必要であること。
- 2.高齢者を始めとしてあらゆる年代層の市民が市政に参加、貢献できることを目指すべき。
- 3.市議会に関する事項

住民自治の充実、強化を図る上で、市民の代表機関としての市議会が、情報公開や情報提供の充実により、市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることなどの整理を行うこと。

4.条例とする場合には、市民にわかりやすくかつあたたかみのあるものにするとともに、前文は自治の基本を 規定する主旨を踏まえ、市民の立場にたった宣言内容とすべき。

[参考1]豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、

期日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切にして、豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに動けあい、心の輪をひろげて、あたたかい動をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。

[参考2]豊田市行政経営システムとは

豊田市行政経営システムとは、行政の使命である、よりよいサービスをより効率的に市民に提供するため、限られた経営資源(人・金・物)を最大限活用しながら、市民志向・成果志向に基づき、合意形成・迅速性・コスト意識に根差した行政経営を実現するための一連の仕組みのことです。

(豊田市行政経営システムより)

前文

まちづくり基本条例を制定する趣旨、基本理念を整理します。

わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を 生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまち で、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、 安心して豊かに暮らしたいと願っています。

これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。

前段

- ・平成17年4月1日、豊田市は、周辺6町村との合併により、918.47kmの全国有数の広域な市域となりました。都市と農山村が併存している特徴から、その多様性を生かした魅力づくり、活力に満ちたまちづくりで共生を目指している本市の特徴を示します。
- ・また、これまで、市民自らが考え行動する自治の基本に基づき、市民の誓いにより、市民が共 に学び、共に働く、まちづくりを願って行動してきたことを示します。

後段

・将来にわたって、市民だれもが自らが自治の主役になって、共働によるまちづくりを推進し、 「自立した地域社会の実現を目指す」ことを自治の基本理念におき条例制定する趣旨を示し ています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの 基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明ら かにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民 による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的としま す。

条例の目的を規定します。

〔中間目標〕

- ・まちづくりをすすめるために特に重要な基本事項として、「市民の市政への参画」 「共働によるまちづくり」、「情報の共有」、「説明責任」を確認します。
- ・住民自治を拡充するために、各主体が共通認識すべき権利、責務、役割を明示します。
- ・基本原則を実現する参画と共働および市政運営の基本事項を定めます。

〔大目標〕

・条例が目的としているのは、前文にふれたように、市民による自治が確立され、真に 自立した地域社会が実現されることです。

自立した地域社会:地方分権がすすむ中、国と地方は対等な関係となり地方自治体の役割と責任が増大しました。そのため、「自己決定と自己責任」に基づいて意思決定を行い、地域の特性を生かしたまちづくりを行う機能的、財政的にも自立した自治体となるものです。

また、市民による自治に関して、地域のことは地域の住民が自ら考え実行する都市内分権に基づく、地域の自立を図るものです。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (1)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しく は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2)執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業 委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

この条例における重要な用語の意義を定めています。

(1)市民

- ・これからの豊田市のまちづくりをすすめるにあたり、多様化する諸課題に対しては、住民だけでなく、自治区や NPO 、ボランティア、企業をはじめ広く市に関わって活動している人の力を結集することが必要であるということから、条例の市民について確認します。
- ・市民は、地方自治法に定める住民(市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で活動している市民活動団体など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。

(2)執行機関

・市長その他の市の機関を示します。

市について

市は、一般的には、議会及び市長その他の市の執行機関で構成される基礎自治体としての豊田市をいいます。しかしながら、市民と対比する場合は、議会、執行機関を示します。 条文の内容によって判断される用語ですので市は定義していません。

(この条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

「まちづくり基本条例」は、市の条例体系の中では他の条例と同様に一つの条例ですが、自治に係る基本事項を総合的に規定するもので、他の条例、規則等の制定や改正にあたっては、この条例と整合を図るように最大限尊重されることを定めるものです。

第2章 まちづくりの基本的な原則

(市政への参画)

第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の 参画を図らなければなりません。

(共働によるまちづくり)

第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。

(情報の共有)

第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

(説明責任)

第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に 分かりやすく説明しなければなりません。

市民と市議会、市が共に豊田市のまちづくりをすすめる上で、特に重要な基本事項として、この条例に位置づける原則を確認します。

市の執行機関が、その施策、事業をきちんと評価し『説明責任』を果たし、

そして情報を市民のみなさんと『共有』することを前提に、

『市政への参画』を得て、共に働く、共に行動する『共働によるまちづくり』をすすめる原則を定めるものです。

- ・第4条(市政への参画) 第5条(共働によるまちづくり)に基づき、第4章「参画 と共働」の基本的な取組を規定するものです。
- ・また、その参画と共働の前提として、第6条(情報の共有)と第7条(説明責任)に基づき、第5章の「市政経営上の基本事項」の情報の共有と説明責任に関する基本的な取組を規定するものです。

市政への参画

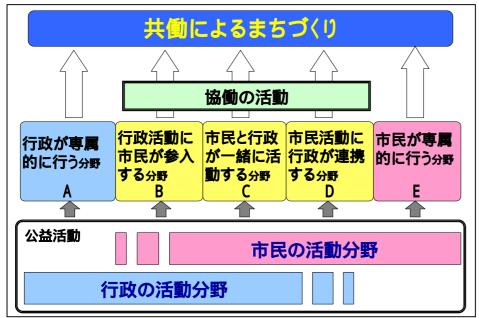
:市政への参画の原則を確認します。「参画」は、行政活動への参加に加え、「参加」よりも行政活動への関与の度合いが強い、意見を述べるにとどまらず、意思形成過程への関与など責任ある役割を任う場合も含めるものです。

共働によるまちづくり

- : 市民と市が「共働によるまちづくり」に努めることを確認します。 共働のまちづくりをすすめることにより、 市民・自治区・NPO・ボランティア・企業・大学、市議会、市など、多元的な主体により担われる新しい公共の形成 を目指すものです。
- : 共働によるまちづくりは、「市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下、対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く・行動すること。」を意味しています。 共働によるまちづくりの基本原則を示すことで、共働の意を表しています。

「共働」の説明

市民の福祉を増進する公共的な活動は、行政の活動だけでなく市民の多様な活動によって担われ



それぞれが責任を 持った主体性を基に、 独自に活動したり、協 力、連携する関係を持って活動するなど、多 様な形態があります。

市民の活動と行政との関係

- A 行政が責任を持って行う活動の領域で、政策等の策定、実施、評価に際して、市民の声を聞くことや、市民の意見を反映させるなどの市民参加を図る分野
- B 行政施策に市民活動の専門性や機動性を活用するため、委託等により直接的に市 民活動が行政施策を実施する分野
- C 共催や実行委員会などによる自発的な市民活動との連携を図る分野。双方に主体性があり、責任も分担するもの
- D 市民が責任を持つ主体的な公益活動に対し、行政が側面的に支援する分野
- E 行政の関与を受けない市民の主体的な公益活動の分野

「共働」とは、協力・連携する関係のみならず共に働く、共に行動する関係づくりをめざすものです。 共働は、立場の異なる主体(市民・自治区・NPO・ボランティア団体・企業・大学、市議会、市)が、互いに協力・連携する関係のみならず、各々が、共通する目的に対してそれぞれの判断に基づいてそれぞれ活動することも含めて、共に働く、共に行動する「共働」の関係づくりをめざすものです。

まちづくりにとって市民等の主体的な活動は非常に重要であり、そのことで、まちの幅や厚み、深みが増し、 一層魅力あるまちとなることを期待するものです。(相乗的な効果も期待するものです。)

これからは、市民と行政が協力し合うだけではなく、行政の関与を受けずに活動する市民も含めて、皆が認め合い・尊重し合いながら、**共に**まちづくりを進めていくこと(共働によるまちづくり)が重要であることを踏まえて、豊田市は"共働社会"をめざしていく、というものです。

参考1 豊田市における「共働」の用例

平成13年3月以降の施政方針。平成13年6月豊田市行政経営システム。平成15年1月「分権型社会における市民参加や自治のあり方」(行政経営懇話会答申)等

参考2 共働の用例

(ア)「synergy:シナジー」: (全体的効用に寄与する各機能の)共同作用,共働。〔社会学〕無意識の共働。〔新英和大辞典,研究社〕 (イ)「共働(シナジー)」: 敵対でも、追随でもない、自主性を保ちながら、一つの目標に向け行動を共にして持ち味を発揮する。という使用例もある。

「共働」:(coaction)相互作用に同じ。生物群集や個体群の間に見られる相互関係を表す生物学的な用語)(広辞苑)

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

(市民の権利)

- 第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。
- (1) 市政に参画すること。
- (2)市政に関する情報を知ること。
- 2 市民は、行政サービスを受けることができます。

(市民の責務)

- 第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。
- 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。
- 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

市民の権利

- ・第8条第1項は、「市政に参加する権利」、「市政に関する情報を知る権利」をこの条例で定めます。個別の条例や手続によって具体的に保障するものです。
- ・「参画する権利」は、パブリックコメント手続要綱、審議会指針等で具体的な手続を確保して いきます。
- ・「情報を知る権利」は、『市民の知る権利を尊重し』と豊田市情報公開条例第1条で明記。情報公開条例に基づき、市民の開示請求が定められています。
- ・第2項は、基本的な住民の権利を確認するものです。

市民の責務

- ・市民に保障される権利に伴う責務を確認します。
- ・第1項及び第2項は、市民に保障される権利に伴う責務及び社会的規範を確認するものです。これは、市政への参画や共働によるまちづくりをすすめるに際して、より効果を高めるための責務として規定するものです。
- ・第3項は、自治運営上の市民の基本的な負担を確認するものです。
- ・第4項は、市内で活動する事業者には、地域社会を構成する一員として、個人の市民として の責務を担うほか、地域のまちづくりに貢献する責務があることを確認するものです。

第2節 議会

(議会の責務)

- 第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される 意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- 2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

第10条は議会の責務を定めます

- ・市議会には地方自治法の定めるところにより、
- ア)市政における重要な意思決定(法96条1項の規定による議決権)
- イ)行政活動に対する監視機能(意思決定の過程での批判・監視、検査権(法98条第 1項) 監査請求権(法98条第2項) 調査権(法100条))
- ウ) 立法などの政策の立案(議案の提案(法112条) 議案の修正、質問・質疑)
- エ)国等に対する意見表明(法99条)

などを行う権限があり、市民の代表として自治を担う重要な役割があります。

第1項は、議会は、市民から信託を受けている意思決定機関であることから、市民の 意思を市政に反映することができる開かれた議会運営に努めることを定めます。 第2項は、議会は、市政経営が適正に行われるよう議会の持つ調査機能を発揮し、行 財政運営や事務処理・事業実施に関する監視機能、政策立案機能等を果たすことを定 めます。

第11条は市民の代表としての議員の責務を定めます。

第3節 執行機関

(市長等の責務)

- 第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を 経営します。
- 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

市長及び執行機関の基本的な責務を定めます。

- ・第1項は、市長は、市を統括し代表する権限が付与されていることから、市民の信託 にこたえ、公正かつ誠実に職務を遂行する基本的な責務を示します。
- ・第2項は、市長をはじめ市の執行機関の基本的な責務を確認するものです。執行機関の事務の管理及び執行上の根本基準に基づき、誠実に職務を執行するとともに、そのための人材育成について、教育委員会等の行政委員会も含めた責務を規定します。

(職員の責務)

- 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。
- 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとと もに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

執行機関の職員の責務を定めます。

- ・第1項は、職員に求められる「服務の根本規準」に基づく基本的な義務を確認します。
- ・第2項は、自立した自治体経営をすすめるための職員の能力向上に努める責務を定めます。現状は、トータル人事システムに基づき取り組まれています。
- ・第3項は、職員も市民としての責務を果たし、共働によるまちづくりを推進する視点 を持って職務を遂行する責務を定めるものです。

第4章 参画及び共働

(市民の参画の推進)

- 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。
- 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。
- 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

市民の参画を推進するための方針、手続について定めます。

第1項は、ワークショップやアンケート、公聴会、説明会など、多様な参加機会を設けることを示します。

・行政経営戦略プランの「政策等の形成過程の市民参加の推進」や「行政施策の実施へ の市民参加の推進」の行動計画で具体化するものです。

第2項は、市民の参画の取組としての市民意見提出手続を規定します。「市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見提出手続に関する要綱(豊田市パブリックコメント手続要綱)」に基づき手続を実施します。

第3項は、市民参画の取組として、市の執行機関の附属機関(地方自治法第138条の4)に関して、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づいて、委員の公募、委員の男女の偏りの是正、委員の重複や再任の制限等を行い市民参画を推進するものです。

・なお、指針に基づき、法律、条例で設置される附属機関以外の審議会も同様の取組を すすめるものです。

(住民投票)

- 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、 条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、 投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

住民投票について定めます。

第1項

- ア)市の将来を大きく左右するような市政に係る重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、直接、住民の意見を問う住民投票を制度として位置づけるものです。 市長が事務執行者として住民投票を執行します。
- イ)住民投票の実施に関する事案毎の条例が市議会に提案され、その議決により、住民投票を実施するものです。
- ウ)請求・発議は法に基づきます。
 - ・地方自治法第12条第1項の規定では、日本国民たる住民で選挙権がある人は、条例制定を請求できる権利を有しています。なお、市議会は地方自治法第112条に基づく議案提出権によって、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、条例を市議会に提出でき発議することができます。市長は、必要であると判断した場合には、住民投票条例を議会に提出できます。
- エ)条例の制定という市議会の議決手続を経るものであるため、市議会の機能を侵すもので はありません。

第2項

住民投票を実施する手続は、対象案件毎にその都度、住民投票を実施する条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件などを定めることを規定しています。なお、個別に制定する住民投票を実施する条例で、投票資格者の住民の範囲が検討されます。

第3項

住民投票の結果については、市議会、市長の権限を法的に拘束するものではなく、 尊重されるべきものであることを示します。

(共働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

共働の推進について定めます。

- ・「市民の自主的な活動を尊重する」は、自治区や地域の活動団体、NPO活動団体などによる市民活動が公共の福祉の増進に大きな貢献をしていることから、市は、その活動を尊重するという趣旨です。市民の自由な活動が、行政活動との関わりの有無にかかわらず、市民生活の質の向上に貢献していることを認識していくものです。
- ・「共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます」は、公共的な課題を解決することを目的に行われ、また共働によるまちづくりを推進するために有為な市民の活動に対する支援など必要な施策を実施することを示します。
- ・前文の「子どもから高齢者までの誰もが、まちづくりの担い手として共働によるまちづくりを推進」の趣旨にのっとり共働の推進を図るための環境整備に努めるものです。
- ・地域活動への助成や、市民活動センター設置をはじめ、必要に応じて支援のための施策を 実施するものです。
- ・なお、市が行う補助や支援については、自主的な活動を尊重する趣旨から、市民活動の自 主性や自立性を損なうことのないよう努めなければなりません。

(都市内分権の推進)

第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、 地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え 実行するための施策を講じます。

(地域自治区の設置)

第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長 の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

第17条は、都市内分権の取組を推進することを定めるものです。

- ・住民に身近な地域の課題については、本庁集中型で処理することに留まらず、地域の ことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できるようにする意図の規定です。
- ・本庁の権限の一部を支所に委ね、住民の意思がより反映される施策を講じます。

第18条は、地方自治法第202条の4の地域自治区の設置を定めます。

・地域自治区を構成する事務所及び地域協議会(地域会議)の設置等は、地域自治区条例で定めます。

(豊田加茂合併協議会における都市内分権の取扱いについて)

1 地域自治区の設置(地域への分権)

住民自治の強化や行政と住民との共働を推進するため、地域自治区を設置する。

地域自治区の機能は次の3点とする。

住民の意向の反映

行政と住民等との共働による地域づくりの場

従来の支所・出張所機能

地域自治区には、地域会議(地域協議会)と事務所を置く。

地域自治区の設置については、合併協議によって定め、合併後に条例に基づき設置する。

第5章 市政経営の基本事項

情報の共有、説明責任をはじめ、自立した地域社会を実現する上で必要な市政経営の基本事項を規定します。

(情報の取扱い)

- 第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。
- 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。
- 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保 有する個人情報を適正に取り扱います。

情報共有の基本的な原則に基づき、情報の提供について定めます。

- ・第1項は、情報提供の基本方針を定めるものです。付属機関等の審議会の会議の公開、会議録の公開などの情報提供を図るものです。
- ·第2項は、豊田市情報公開条例に基づき、情報の開示、市民との情報の共有に努めることを 定めます。
- ·第3項は、豊田市個人情報保護条例に基づき、個人情報について適切な保護を図ることを 定めます。

(行政評価)

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的 な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

第20条は、行政評価制度について定めます。

·行政経営戦略プラン「行政評価制度の確立と定着」に基づき、新行政評価制度の取組を推進します。

(財政運営)

- 第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営 を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。
- 2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

財政運営について定めます。

- ・財政運営上の基本方針として、財政の健全性の確保のために、自主的かつ自律的な財政運営の基本を確認します。
- ・法243条の3(財政状況の公表等)に基づき、市民にわかりやすい情報提供をすることを定め、 財政運営の透明性の確保に努めていく趣旨を規定します。
- ・豊田市財政状況公表条例により公表しています。

(市民の要望の取扱い)

第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

市民の要望の取扱いを定めます。

・市民からの質問、意見、要望等に対して、迅速かつ誠実にこたえるよう努力する執行機関の 応答責任を定めるものです。

(総合的な市政経営)

- 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政 経営を行います。
- 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。
- 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

総合的な市政経営の基本方針を示します。

- ・第1項は、市は、総合的かつ計画的な市政経営を行うことを定めます。
- ・第2項は、市民の意向を把握し、組織横断的な調整と連携のもと、市の執行機関が一体となって機能を果たすことで、総合的な行政サービスを提供することを定めます。
- ・第3項は、地方自治法体の能率化の基本原則「最小の経費で最大の効果を挙げる」に基づき、市の執行機関が、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、効果的、効率的に市政経営を行うことを確認します。

(執行機関の組織)

第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直 しに努めます。

行政組織について定めます。

- ・市の執行機関は、組織体制や経営の合理化を図り、規模の適正化を図る基本原則に基づき、 組織の効率性、効果的な組織としての機動性の視点で常に見直しに努めることを定めます。
- ・行政経営戦略プランで効率的な経営組織の確立として、組織機構の見直し、支所体制の見 直し、職員定数の見直し等の取組をすすめていきます。

(行政手続)

- 第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の 権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に 行います。
- ・行政手続に関して、豊田市行政手続条例に基づき、行政庁、市の機関の取組を定めます。

(条例の制定及び法令の活用)

第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、 執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民 の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

条例の制定及び法令の活用について定めます。

・地方分権一括法制定以後強化された条例制定権や法令の自主解釈権の活用を行う政策法 務の推進を確認します。

(法令の遵守)

第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

法令遵守について定めます。

- ・公正かつ民主的に市政経営がなされるための基本事項を定めます。
- ・地方公務員法第30条「職務の根本基準」第32条「法令等及び職務上の命令に従う 義務」の職員の責務に留まらず、市政経営の基本事項として位置づけるものです。
- ・法令遵守推進条例に基づき対策を講じていくものです。

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と 互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

国及び他の自治体との協力について定めます。

- ·関係機関との協力による課題の解決、広域的な課題の解決を図るための協力·連携に努める趣旨の規定です。
- ・行政経営懇話会及び市民共働推進研究会でも議論されたことですが、県や周辺市町村との 連携が適切でない場合に、市民生活に影響を及ぼすことがありうるので、市政推進のために 国及び他の地方公共団体との協力を図る趣旨の規定です。